

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者1者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社金山組

期間：令和6年12月25日～令和7年3月24日（3ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

株式会社金山組の代表取締役が、阪神水道企業団発注の尼崎浄水場内の舗装補修工事の入札において、非公開の入札情報を教えてもらった見返りとして現金20万円を同企業団の主査に渡したことから、令和6年11月13日、兵庫県警察に贈賄の容疑で逮捕された。

当該事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）の別表第2第3号イ（贈賄）に該当するため。